

堺市近隣センター活用支援事業補助金交付決定変更等通知書

第 号
年 月 日

申請人

様

堺市長

印

年 月 日付けで(変更・中止・廃止)の申請のあった補助金については、次のとおり決定したので、
通知します。

補 助 年 度	年度	補助事業名
変更・中止・廃止前 <u>補助金交付額</u> <u>事 業 期 間</u>		
変更・中止・廃止後 <u>補助金交付額</u> <u>事 業 期 間</u>		

1 補助条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助金は、その目的以外に使用しないこと。
- (2) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更(市長が定める軽微な変更を除く。)し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合においては、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助対象団体の規約等に変更があった場合又は役員に変更があった場合は、速やかにその旨を書面により市長に届け出ること。
- (5) 堺市近隣センター活用支援事業補助金交付要綱の規定に従うこと。
- (6) 補助事業完了後、別に定める様式により堺市近隣センター活用支援事業補助金実績報告書を補助事業が完了した日から起算して60日を越えた日又は補助事業の完了年度の3月31日のいずれか早い日までに市長に提出すること。また補助事業を繰り越したときは、堺市近隣センター活用支援事業補助金終了実績報告書を、交付決定を受けた会計年度終了日の翌日から起算して30日以内に市長に提出しなければならない。
- (7) 補助金の交付の決定の内容又はそれに付した条件に違反し、若しくは法令又はそれに基づく市長の处分に違反したときは、補助金の全部又は一部を返還すること。